

商品概要説明書

出資予約貯金

(平成 30 年 7 月 1 日現在)

商品名	・ 出資予約貯金
ご利用いただける方	・ 組合員
期間	・ 期間の定めはありません。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 随時預け入れできます。 ・ 1 円以上 ・ 1 円単位
払戻方法	・ 出資払込に限り払い戻しできます。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎日の約定利率を適用します (変動金利)。 ・ 毎年 2 月と 8 月の J A 所定の日に支払います。 ・ 毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・ 個人のお客さまは 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※平成 49 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	・ 個人のお客さまはマル優 (障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) の取扱いができます。
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護対象 当該貯金は J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの) を除く。) と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、お申込みいただきました J A にお申し出ください。J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J A バンク相談所 (電話: 03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。お申込みいただきました J A または J A バンク相談所にお申し出ください。 愛知県弁護士会紛争解決センター (電話: 052-203-1777) 民間総合調停センター (大阪府) ※ ※ J A バンク相談所を通じてのご利用となります。 詳しくは上記 J A バンク相談所にお申し出ください。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ J A から脱退する場合、または災害その他の事由で J A がやむを得ないと認めた場合は、出資金払込み以外の目的でも払戻しができます。 ・ 通帳に記帳いただいている明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 23 日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。